

## 第1章 障害者職業能力開発指導者研修プログラムの開発



## 第1章 障害者職業能力開発指導者研修プログラムの開発

### 第1節 障害者職業能力開発プロモート事業の概要

厚生労働省では、平成16年度から企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した障害者委託訓練を実施している。

障害者委託訓練を効果的に実施し就職へとつなげていくためには、職業訓練や雇用・就業支援機関相互の連携はもとより、生活支援まで含めた様々な機関が共通の認識を持って、障害者を重層的に支援する仕組が求められる。

そこで、平成18年度から市レベル（政令指定都市）で教育・福祉から職業訓練への流れを形成する障害者プロモート事業を実施することとなった。

障害者プロモート事業は、政令指定都市にプロモーターを配置し1-1（5）で示す事業を行うことにより、障害者委託訓練を効果的に推進するとともに、各関係機関の重層的支援実施のための仕組づくりを目指している。

#### 1-1 概要

##### （1）目的

政令指定都市において、職業能力開発の入口としての教育、福祉から職業訓練への流れを形成するとともに、企業ニーズ及び障害者一人一人の態様や希望に沿った内容の職業訓練を実施するための障害者職業能力開発推進基盤を確立するためのモデル事業として、障害者プロモート事業を実施する。

##### （2）実施主体

政令指定都市（平成18年度 3政令指定都市：大阪市、横浜市、さいたま市）

##### （3）実施方法

国から政令指定都市に対する委託事業

##### （4）委託予定期間

平成18年7月～平成20年3月

##### （5）事業の内容

- ① 障害者職業能力開発推進基盤の形成
  - a) 障害者職業能力開発推進会議の開催

障害者職業能力開発の入口から出口までに関連する諸機関が参集し、障害者職業能力開発の推進に係る各機関の具体的連携を協議

b) 養護学校高等部に在籍する生徒・保護者等を対象とした障害者職業能力開発説明会の開催

② 障害者職業能力開発に関する周知・広報機能等の強化

a) 政令指定都市における相談窓口を活用した障害者職業能力開発相談の実施

b) 障害者職業能力開発の周知・広報

c) 就職を希望する障害者等に対する障害者職業能力開発セミナーの開催

③ 都道府県と連携した障害者委託訓練の効果的な推進

国と都道府県との契約で行われる障害者委託訓練について、都道府県に配置されている障害者職業訓練コーディネーターと連携し、訓練受講生の募集、委託先の開拓を行うとともに、訓練受講生と委託先とのマッチングを推進

④ 障害者職業能力開発人材の育成

障害者支援機関・企業の障害者職業能力開発指導を担当する者等を対象として、障害者委託訓練を効果的に実施するための人材を育成する研修を実施（当該研修のプログラム等の開発については、独立行政法人雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校に委託。政令指定都市においては当該プログラム等に基づき研修を実施）

⑤ プロモーターの配置

政令指定都市に①～④の事業実施の中心となる障害者職業能力開発プロモーターを配置



## 第2節 障害者職業能力開発指導者研修プログラムの作成

第1節にて紹介した障害者プロモート事業において、障害者委託訓練の指導を担当する方々等を対象として研修を開催することが定められている。

その研修内容や時間等を構成する研修プログラム及び研修で活用するテキストを能力開発研究センターにて作成することとなった。

能力開発研究センターでは障害者の就労支援を行っている各分野の専門家の方々を委員として研究会を開催し、研修プログラム及び研修テキストの検討及び作成に取り組んだ。

研究会では、研修実施担当者及び講師に向けた研修プログラムに係る留意事項や講義時間以外の時間の参考例（施設見学、グループディスカッションの方法、講話）を併せて検討した。

また、研修テキストについては、講師が研修を実施しやすいように研修テキストの留意事項等を講師に対して配付することとした。

研修を受講する対象者は、障害者委託訓練の受託候補機関、または、既に受託している機関において障害者職業能力開発指導を担当する者等が想定されている。

そこで、障害者に関する基礎知識をはじめ、障害者の就労の状況、企業における対応、障害者職業訓練の基本、障害者委託訓練及び障害者雇用援護制度の概要などを研修することとし、さらには、グループディスカッション等の実習を含めた3日間で実施する内容と1.5日間で実施する内容の研修プログラムの2種類を作成した。（表1-4「<研修プログラム1>3日間（18時間）例」及び表1-5「<研修プログラム2>1.5日間（9時間）例」参照）

研修プログラムにおける各講義の時間設定は、60分から90分としており、担当講師については、各項目に対して実施可能と想定される担当者の例を講師等の欄に挙げている。

研修プログラムの主な項目は表1-2のとおりである。

研修プログラムの項目のうち、「1 障

害者の雇用・就業支援における職業訓練について」から「7 特別支援教育における職業教育と就労支援について」については、座学として各担当講師が講義を行い、「8 訓練現場の見学、グループディスカッション、講習等」は、実習として実施することとした。

「8 訓練現場の見学、グループディスカッション、講習等」について、「<研修プログラム1>3日間（18時間）例」では、実習時間をグループディスカッションとして設定している。ここでは、事務局が受講者の状況からテーマ設定したうえでグループ分けをし、各グループに配置された助言者がファシリテータとなり、ディスカッションし、さらにそれぞれのグループでの結果について発表を行うことを想定している。また、「<研修プログラム2>1.5

表1-2 研修プログラムの項目

<p><b>開講式・オリエンテーション</b></p> <p>1 障害者の雇用・就業支援における職業訓練について</p> <p>2 企業就労について</p> <p>3 障害者職業訓練の基本について</p> <p>4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練について</p> <p>5 ○○市における障害者委託訓練の推進状況について</p> <p>6 障害者雇用援護制度</p> <p>7 特別支援教育における職業教育と就労支援について</p> <p>8 訓練現場の見学、グループディスカッション、講習等</p> <p><b>総括・閉講式</b></p>
---

日間（9時間）例」では、実習時間を講話として設定している。

このように、講義以外の実習については、各政令指定都市の状況にあわせて、施設見学、グループディスカッション、講話等を設定することとした。

3日間の研修プログラム例では、「4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練について」の実施時間を90分、「〇〇市における障害者委託訓練の推進状況について」を60分に設定しているが、1.5日間研修プログラム例では、これら二つの項目をあわせて90分に設定している。時間が短縮されているので、各政令指定都市の状況をもとに、「4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練について」について説明をするなど、講義内容に工夫が必要である。

また、今回作成した「<研修プログラム1>3日間（18時間）例」及び「<研修プログラム2>1.5日間（9時間）例」は、研修実施のモデルである。よって、このモデルを参考に各政令指定都市において独自の研修プログラムを検討し、研修を実施してもよいこととしている。研修プログラムの組み合わせの例は表1-3のとおりである。

表1-3 研修プログラムの組み合わせ例

**組み合わせ例 a)**

「研修プログラム例1（18時間研修の例）」の2日目の午後の「訓練現場の見学」を3日目の「グループディスカッション」と入れ替えて実施

**組み合わせ例 b)**

「研修プログラム例1（18時間研修の例）」の1日目と2日目を実施

**組み合わせ例 c)**

「研修プログラム例1（18時間研修の例）」の全講義を夜間に3時間ずつ実施し、訓練現場の見学とグループディスカッションを1日設定

表1-4 <研修プログラム1>3日間(18時間)例(内容:講義と見学、グループディスカッションを実施)

実施日	項目	内容	時間 (分)	形態	講師等
1日目 午前	開校式・オリエンテーション	・研修の目的等、留意事項の説明	30		研修実施機関
180分	障害者の雇用・就業支援における職業訓練について	1 障害者雇用の動向 (1) 障害者の状況 ① 障害者の概要 ② 障害別 (2) 障害者の雇用状況 (3) 障害者に対する職業訓練	60	講義	コーディネーター
	企業就労について	2 企業における障害者雇用 (1) 企業就労の前に身につけておきたいこと (2) 企業の雇用管理 (障害共通・障害別) ① 障害者の採用 ② 雇用管理上の留意点 ③ 企業における障害者雇用の実際	90	講義	障害者雇用企業 ※多方面の障害に理解のある方
昼食・休憩					
1日目 午後	障害者職業訓練の基本について	3 障害者の雇用・就業支援としての職業能力開発 (1) 障害者の職業訓練 ① 職業訓練に対する心構え ② 職業訓練のカリキュラムの立て方 ③ 能力評価の方法と本人へのフィードバック (2) 障害者に対する職業訓練の工夫点・留意点 (障害共通・障害別)	90	講義	・プロモーター ・コーディネーター ・障害者委託訓練受託機関 ・障害者職業能力開発校の訓練指導員等
180分	障害者の態様に応じた多様な委託訓練について	4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の内容と留意事項 (1) 障害者委託訓練について (2) 障害者委託訓練のメリット (3) 障害者委託訓練の実際 (4) 就職支援について	90	講義	・障害者委託訓練受託機関 ・コーディネーター

実施日	項目	内容	時間 (分)	形態	講師等
2日目 午前 180分	〇〇市における障害者委託訓練の推進状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市における障害者委託訓練推進の仕組み</li> <li>・〇〇市における障害者委託訓練の事例</li> <li>・〇〇市における就労支援関係機関について</li> </ul>	60	講義	プロモーター
	障害者雇用援護制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料】助成金、トライアル雇用等の説明</li> </ul>	60	講義	ハローワーク担当者
	特別支援教育における職業教育と就労支援について	5 特別支援教育における職業教育と就労支援 (1) 特別支援教育の現状 (2) 就職に向けての取組 ① 障害共通 ② 障害別 ③ 個別の教育支援計画	60	講義	盲学校、聾学校、養護学校の進路指導主任等
昼食・休憩					
2日目 午後 180分	訓練現場の見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者委託訓練現場（企業、障害者職業訓練施設等）の見学</li> </ul>	180	見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者委託訓練受託機関</li> </ul>

実施日	項目	内容	時間 (分)	形態	講師等
3日目 午前 180分	グループディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループディスカッションの実施</li> </ul>	180	GD*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修実施機関及び研修参加者</li> <li>・障害分野の専門家</li> </ul>
昼食・休憩					
3日目 午後 180分	グループディスカッションの発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループディスカッションのまとめ</li> </ul>	60		研修実施機関及び研修参加者（他）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループディスカッションの発表会</li> </ul>	90	発表	
	総括・閉講式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括と修了証の授与</li> </ul>	30		研修実施機関

※ GD：グループディスカッション

※ 〇〇市とは、研修を実施する各政令指定都市を指す。

表1-5 <研修プログラム2>1.5日間（9時間）例（内容：講義と講話を実施）

実施日	項目	内容	時間 (分)	形態	講師等
1日目 午前	開校式・オリエンテーション	・研修の目的等、留意事項の説明	30		研修実施機関
180分	障害者の雇用・就業支援における職業訓練について	1 障害者雇用の動向 (1) 障害者の状況 ① 障害者の概要 ② 障害別 (2) 障害者の雇用状況 (3) 障害者に対する職業訓練	60	講義	コーディネーター
	障害者雇用援護制度	・【資料】助成金、トライアル雇用等の説明	30	講義	ハローワーク担当者
	企業就労について	2 企業における障害者雇用 (1) 企業就労の前に身につけておきたいこと (2) 企業の雇用管理 (障害共通・障害別) ① 障害者の採用 ② 雇用管理上の留意点 ③ 企業における障害者雇用の実際	60	講義	障害者雇用企業 ※多方面の障害業理解のある方
昼食・休憩					
1日目 午後	障害者職業訓練の基本について	3 障害者の雇用・就業支援としての職業能力開発 (1) 障害者の職業訓練 ① 職業訓練に対する心構え ② 職業訓練のカリキュラムの立て方 ③ 能力評価の方法と本人へのフィードバック (2) 障害者に対する職業訓練の工夫点・留意点 (障害共通・障害別)	90	講義	・プロモーター ・コーディネーター ・障害者委託訓練受託機関 ・障害者職業能力開発校の訓練指導員等
180分	障害者の態様に応じた多様な委託訓練について	4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の内容と留意事項 (1) 障害者委託訓練について (2) 障害者委託訓練のメリット (3) 障害者委託訓練の実際 (4) 就職支援について	90	講義	・プロモーター (・障害者委託訓練受託機関・コーディネーター)
	〇〇市における障害者委託訓練の推進状況について	・〇〇市における障害者委託訓練推進の仕組み ・〇〇市における障害者委託訓練の事例 ・〇〇市における就労支援関係機関について			

※〇〇市とは、研修を実施する各政令指定都市を指す

実施日	項目	内容	時間 (分)	形態	講師等
2日目 午前 180分	特別支援教育における職業教育と就労支援について	5 特別支援教育における職業教育と就労支援 (1) 特別支援教育の現状 (2) 就職に向けての取組 ① 障害者の概要 ② 障害別 ③ 個別の教育支援計画	60	講義	盲学校、聾学校、養護学校の進路指導主任等
	講話	・テーマに基づいた講話・質疑応答	90	講話	先行して実績をあげている障害者委託訓練先の指導者等
	総括・閉講式	・総括と修了証の授与	30		研修実施機関

### 第3節 障害者職業能力開発指導者研修テキストの作成

研修テキストは、研修内容項目に沿って、研究会委員にて検討し、各委員の担当項目を決め、執筆することとした。

先に述べたように、研修には障害者委託訓練で初めて障害者の指導を担当する方々が受講者となることも想定されている。そのため、研修テキストでは、障害特性、障害者の企業就労や職業訓練、また、障害者委託訓練の状況や各制度などが全体的にわかりやすくなるような内容とし、初めての方々でも障害者の職業訓練や就労支援等について理解できるような内容とすることを目指した。

しかし、研修テキストは研修プログラムにて講義される内容について一応網羅はしているが、紙面の関係もあり、各地域における具体的な事例等を盛り込むことができなかった。こうした点については、実際に研修を実施する際に受講者の状況や地域の特性等を考慮して、必要に応じて資料を追加するなど柔軟な対応が行われることを期待している。

また、研修プログラムの「5 ○○市における障害者委託訓練の推進状況について」では、各政令指定都市における状況を紹介したり、説明したりする内容となっているため、研修テキストには具体的な内容は掲載していない。この内容については、各政令指定都市が研修を実施する際に必要となる資料を準備して研修にあたることとなる。

研修テキストの項目は表1-6のとおりである。なお、研修テキストの本編は、本報告書の巻末に資料として「障害者職業能力開発指導者研修テキスト」を掲載している。

表1-6 研修テキストの項目

#### 1 障害者雇用の動向

- (1) 障害者の状況
  - ① 障害者の概要
  - ② 身体障害
  - ③ 知的障害
  - ④ 精神障害
  - ⑤ 発達障害
  - ⑥ 高次脳機能障害
- (2) 障害者の雇用の状況
  - ① 障害者の就労状況の特徴
  - ② 障害者実雇用率の動向と障害者職業紹介の動向
- (3) 障害者に対する職業訓練
  - ① 障害者の職業能力開発の意義
  - ② 職業リハビリテーションにおける職業訓練の位置づけ
  - ③ 障害者職業訓練をめぐる最近の動向

## 2 企業における障害者雇用

- (1) 企業就労の前に身につけておきたいこと
  - ① 身体障害
  - ② 知的障害
  - ③ 精神障害
- (2) 企業の雇用管理
  - ① 障害者の採用
  - ② 雇用管理上の留意点
  - ③ 企業における障害者雇用の実際

## 3 障害者の雇用・就業支援としての職業能力開発

- (1) 障害者の職業訓練
  - ① 職業訓練に対する心構え
  - ② 職業訓練のカリキュラムの立て方
  - ③ 能力評価の方法と訓練生へのフィードバック
- (2) 障害者に対する職業訓練の工夫点・留意点
  - ① 共通点
  - ② 身体障害
  - ③ 知的障害
  - ④ 精神障害
  - ⑤ その他

## 4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の内容と留意事項

- (1) 障害者委託訓練について
  - ① 特徴
  - ② 効果的な障害者委託訓練を実施するために
  - ③ 政令指定都市における障害者職業能力基盤の形成  
(障害者職業能力開発プロモート事業)
- (2) 障害者委託訓練のメリット
  - ① 多様な地域における展開
  - ② 多様な訓練主体
  - ③ 多様な訓練内容
  - ④ 訓練期間の柔軟性
  - ⑤ 多くの受講機会の提供
  - ⑥ 受講生の感想
- (3) 障害者委託訓練の実際
  - ① 周知・広報
  - ② 受講希望者の募集
  - ③ マッチング
  - ④ 訓練の実施
  - ⑤ 修了にあたっての評価
- (4) 就職支援について

## 5 特別支援教育における職業教育と就労支援

- (1) 特別支援教育の現状
  - ① 障害のある幼児児童生徒の教育
  - ② 特別支援教育への転換と制度改革
- (2) 就職に向けての取組
  - ① 共通点
  - ② 障害別
  - ③ 個別の教育支援計画

**【資料編】**

- 1 障害者に対する職業能力開発
  - ◆ 障害者職業能力開発の体系
- 2 障害者雇用率制度
  - ◆ 障害者雇用率制度
  - ◆ 特例子会社
- 3 障害者の雇用に関する主な援助制度
  - ◆ トライアル雇用（障害者試行雇用事業）＜障害者対象＞
  - ◆ 職場適応訓練＜障害者対象＞
  - ◆ 職場適応訓練（短期）＜障害者対象＞
  - ◆ 職場適応援助者（ジョブコーチ）
  - ◆ 特定求職者雇用開発助成金
- 4 障害者に対する職業リハビリテーションのネットワーク
  - ◆ ケースワーク方式による職業指導等の実施
  - ◆ 地域障害者就労支援事業
  - ◆ 教育、福祉施策との連携
  - ◆ 障害者就業・生活支援センター
- 5 その他
  - ◆ 発達障害
  - ◆ 重度障害者多数雇用事業所